空家等対策室 28=6184

-ズの変化などに伴い空き家が増加 社会的二 そのなかには適正に管理 されていないため安全性の低下、 公衆衛生の悪化、 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし ものがあり 今回はそのような空き家が及ぼす影響や市が取り組む空き家対策について紹介します。

【地域別分布】

項目	空き家戸数	全建物戸数	空き家率
全体	3, 033	36, 227	8. 4%
川之江	1, 060	14, 047	7. 5%
三島	1, 098	13, 922	7. 9%
土居	621	7, 370	8. 4%
新宮	254	888	28. 6%

の増加が想定されます。 むことが予測されている本市で に増加すると予測されています。 には国全体でおおむね1・6倍 として人口減少があり、 人口減少が国全体よりも早く進 して人口減少があり、10年後空き家が増加する大きな原因 もっと早いペースで空き家

安全上の問

材が飛び散り、 人に被害を与えたりする危険性 建物が倒壊したり、 周辺住民や通行したり、屋根や建

○衛生上の問題 石綿の飛散、

があります。 より衛生面に影響を与える恐れ 法投棄による悪臭の発生などに 汚物の流出、 不

○その他の問題

メージを低下させます。 周辺の景観を損ない、 ○景観上の問題

長期間放置された空き家は、

まちのイ

近隣の生活環境が害される可能 住み着いた動物のふん尿などで 敷地内の立木の腐朽や倒

いものや、敷地や庭の樹木などがあっても大抵は使われていな いますが、住宅に限らず店舗や ないことが常態」のものを き家って? 「居住その他の使用がなされて まれに使用されること

空き家が及ぼす影

も対象になります。

本市の現状など

工場で、

うな安全・衛生・景観上などの 問題がみなさんの生活を脅かし により建物が老朽化し、次のよ します。 環境に多種多様な悪影響を及ぼ 空き家などは、 適 正な管理が行われていな 長期間放置されたこと 地域住民の生活

結果、市内の空き家の総数は約平成27年に実態調査を行った

題

した。

3千戸で、

建物総数の8・4%で

があります。

〇やまじ風での倒壊 され被害が拡大 〇雨漏りに気付かず長期間

放置

〇建物に湿気がこもり、

ス

ピードが加速

〇税金や電気代、上下水道代、

火

災保険料などの費用負担

〇害虫などによる土台の腐食 ○樹木や雑草の繁茂 このような事態は周辺環境に

損失にもなります。 損失であると同時に社会全体の 敷地は全く活用されず、 悪影響を及ぼすばかりか、 個人の その

も 所 :有者になったら?し、あなたが空き 家

の

さまざまですが、その時からど しょう。 で引っ越す」「長期入院や施設 んなことが起こるか考えてみま 入所により空き家になる」など 空き家を相続する」「転勤など 空き家の所有者になる理由



取り壊すまでの経緯についてお ると思いますので、 さんのように所有する空き家に の年、 悩んでいる方はたくさんおられ 取り壊しを行いました。薦田 川之江町の薦田学さんは昨 長年気にかけてきた空き家 薦田さんに



学さん (川之江町)

思ったのですか? なぜ今回取り壊しをしようと

えて、 に考えれば考えるほど難しく思産屋に相談しましたが、具体的 しました。 を残したくなかったので、不動 したが、心配は尽きませんでし かぶせるなどの対策をしてきま た。子どもや次の世代に心配事 大雨や台風のたびにシートを 市の空家等対策室に相談

以 下

「空家法」という。)にお

措置法(平成26年法律第127号。

空家等対策の推進に関する特別

特定空家等と行政措置

ました。 なく、手続きなど親身に相談に なって取り壊しすることを決め のってもらい、それが後押しと その時に補助金のことだけで

態、態、

た衛生上有害となる恐れのある状 など著しく保安上危険になる、ま て、そのまま放置すれば倒壊する

などを「特定空家等」とすること な状態にあると認められる空き家 全のために放置することが不適切

そのほか周辺の生活環境の保 著しく景観を損なっている状

が規定されており、これに対して

行政措置の取り組みを進めます。

事 めていませんが、何よりも心配敷地の利用についてはまだ決 がなくなり、 ほっとしました。



母が亡くなり、

父が譲り受けた

になったのですか?

この建物はいつ頃から空き家

もともとの持ち主であった祖

あと約30年前から空き家になっ

取り壊し後の敷地

老朽化が加速し、ご近所の方に

惑をかけていないか、また瓦

ロアリによる被害や雨漏りなど

問題や心配はありましたか?

人が住まなくなった途端にシ

行人にけがをさせないかなど、 屋根の瓦が落下して子どもら通

っと気になっていました。

行政措

を行う 所有者を特定し情報提供など

立入調査を実施

助言 指導」 を実施

「勧告」 を実施

命令 を実施

を実施 場合によって「行政代執行」

とができます。 省略して「略式代執行」を行うこ 合、助言・指導、 を得て全て解決しています。 ており、すでに所有者などの理 までに4件の助言・指導を実施し また、所有者が明らかでない場 本市においては、 勧告及び命令を 平成30年3月 薢

けて6月に実施しました。 本市では、 県内の他市町に先駆



略式代執行により取り壊しが行われる「特定空家等」

用を要することになります 重な手続きが求められるため、 るものではありません。 険を取り除くことはできます 実現するまでに相当の期間と費 産権を制限するものであり、慎 また、公権力をもって私有財 行政措置によって目の前の危 必ずしも包括的に解決でき

四国中央市空家等対策計

しました。 施するため、 る対策を総合的かつ計画的に実 現況を踏まえ、 行政措置とは別に、 平成29年3月に策定 空き家などに関す 市は地域

の専門家と連携を深め「官民一 りません。計画では、所有者や行 者だけで解決できるものではあ 問題ではありますが、個々の所有 定めています。 体」となって取り組むことなどを 政だけでなく、不動産や建築など 空き家問題は、 私有財産管理

により空き家などの取り壊しを老朽危険空家除却補助金の交付 援したりします。 をおき、難しい問題があれば支 推進したり、相談業務にも重点 また、公益上の必要があれ

進に努めたいと考えています。 生させることを念頭に「官民一 体」をキーワードとして施策の推 るのではなく、 活用されない空間として放置す 今後も増加する空き家などを、 居住空間として再

読ください。 子を作成しましたので、 いて知っていただこうと、啓発冊 ただけます。 市公式ホームページでご覧 啓発冊子は各窓口センター及 市民のみなさんに空き家につ ぜひご一

考えてみませんが

四国中央市空家等

対策啓発冊子

空家のこと